

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成 16 年度に「第 1 期」、21 年度に「第 2 期」として策定し、しょうがいじ、しゃ、じこせんたく、じこけってい できる社会の構築という視点を中心に施策を推進してきました。

このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定きしまった。 はまうがいしゃけいかく める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の

なたます。 けいかく しょうがいしゃそうごうしえんほう ままんかつ まっぱす ていきょう すす ないまっかの法律 (以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の なた しょうがいかく しけいかく ここの性質を持つ計画です。

だい き 第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図ってい ひつよう く必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣 ちぃき ぁ まぇ せいかっ れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そのため、第 3 期では「**自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・ 暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標**として掲げ、障害福祉施策を **ちゃくじつ** すす
着実に進めます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。 そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、 には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、 にはまうがなくしけいかくぎぶん。 みなお だい き かいていばん さくてい 障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

#3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、
はいかくきかん ねんかん さくてい
計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び じぎょう ひょうか ひつようせい けんとう しんこうかんり おこな ひつよう みなお まな 事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築 なども併せて実施します。

ah ど 年度	21 年 ^ね ん 度	22 年 ^{ねん} 度 ^ど	23 年 ^ね 度	24 年 ^{ねん} 度	25 年 ^ね ん 度	26 年 ^{ねん} 度ど	27 年 ^{ねん} 度 ^ど	28 年 ^{ねん} 度	29 年覧	30 年 ^{ねん} 度	31 年 ^ね 度 ^ど	32 年 ^ね ん 度ど
めいしょう 名称	だい き よこはまししょうがいしゃ 第2期 横浜市障害者プラン						だい き よこはまししょうがいしゃ 第3期 横浜市障害者プラン					
こうせい 構成	しょうがいしゃけいかく 障害者計画						しょうがいしゃけいかく 障害者計画					
	しょうがいふくしけいかく しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画 障害福祉計画						しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画 障害福祉計画					
み なお じっ し 見直しの実施 見直しの実施												

(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健 本にはいいるは、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健 なくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく るうじんふくしほうおよ かいごほけんほう よこはましこ こそだ しえん 福祉計画・介護保険事業計画(老人福祉法及び介護保険法)、横浜市子ども・子育て支援 じぎょうけいかく こまだ しえんほうおよ じ せだいいくせいしえんたいさくすいしんほう およ けんこうよこはま けんこう 事業計画(子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法)及び健康横浜 21 (健康でうしんほう があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市のほけんいりょうしさく かん そうごうてき けいかく 保健医療施策に関する総合的な計画があります。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。 施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果を上げていきます。

ではらせいぶんや せんもんせい じゅうじつ しつ たか しさく てんかい かんれん ぶんや 行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野 いしき せいごうせい はか と く じゅうし を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

たけいかくしかんけいせい

たてゎ ふく し ほけんぎょうせい 縦割りの福祉保健行政を ぉうだんてき てんかい し く 横断的に展開する仕組みづくり

こべつ ほうりつ たい はうしゃ 個別の法律により対象者の にーず おう さーび すりょう せい ニーズに応じたサービス量の整びとう 備等

かくぷらん たいしょうしゃ ちぃきせいかつ 各プランの対象者の地域生活 ささを支えるため、それぞれのプラ ん れんけい すす とりくみとう ンが連携して進めるべき取組等 れい 例:

だい きょこはまし ちいきふく し ほけんけいかく 第3期横浜市地域福祉保健計画

はこはましまいき 横浜市地域 ふくしほけんけいかく 福祉保健計画 はこはましまいき横浜市地域 るくしかつどうけいかく福祉活動計画 *** 5 ん おうだんてき きほん 4 プランを横断的につなぐ基本 しく の仕組みをつくる。

- * せ区別計画
- ちいきねっとゎーく・地域ネットワーク
- じゅうみんかつどうかん よこ れんけい しえん・住民活動間の横の連携支援
- まかせい せんもん きかん し みんかつどうだん ・行政、専門機関・市民活動団 たいとう よこ れんけい 体等の横の連携

ちいきふくしほけんけいかく ぱっすい いちぶかいてい ※ 地域福祉保健計画から抜粋 (一部改訂)

3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。 デーマ1では「出会う・つながる・助け合う」として、普及・啓発、相談 支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2では「住む、そして暮らす」として、 住まい及び暮らしを、テーマ3では「毎日を安心して健やかに過ごす」として、 提集・医療、バリアブリー及び権利擁護を、テーマ4では「いきる力を学び・

1 である・つながる・助け合う

44 ページへ

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

7-₹

住む、そして暮らす

62 ページへ

[†] 住まい、暮らし

7-₹

まいにちを安心して健やかに過ごす

80 ページ^

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

育む」として、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、デーマ5で は「働く・活動する・余暇を楽しむ」として、就労、福祉的就労、日中活動、 移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位置付けました。基本 もくでょう たっせい にも けて、 含くて - ま の連携を図りながら施策を進めます。 (詳細 は各テーマのページをご覧ください。)

いきる力を学び・育む

りょういく きょういく じんざい かくほ いくせい 療育、教育、人材の確保・育成

かつどう
活動する、余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援 ずんか す ぱーっ れくりぇーしょん 文化・スポーツ・レクリエーション

4 国の動向

(1) 共生社会の実現に向けて…

しょうがいしゃしょく かか まも うご にょうがいしゃ けんり かん じょうやく いか しょうがいしゃけんり 障害者施策に関わる主な動きとしては、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利 じょうやく へいけつ ひつよう せいどがいかく れにな ないかく せっち しょう しゃせいど 条約」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「障がい者制度 かいかくすいしんかいぎ きほんてき ほうこう けんとう すす へいせい ねん がつ だいいちじいけん どうねん 改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成 22 年6月に「第一次意見」、同年 12 がっ だいに じいけん 月に「第二次意見」をまとめました。

その意見を受け**「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実**「我」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や

「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

しょうがいしゃけんりじょうやく しゅし そ しょうがいしゃしさく すいしん はか **しょうがいしゃ き ほんほう** そして、<u>障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図る</u>ため、**「障害者基本法」**が さべっ きんし ぼうさいおよ ぼうはん も こ がち かいせい ねんがつ しこう 差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、23年8月に施行されました。

そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、 26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

(2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

しょうがいふくしさーです どうこう きんねん ちぃきせいかつしぇん しゅがん しちょうそん ちゅうしん 障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心にさーですでいきょう おにな たいせい こうちくサービス提供を行う体制を構築してきました。

へいせい ねん できょうせい さー び す ないよう けってい そ ち せいど あらた しょうがいしゃ 平成 15 年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者が さー び す せんたく さー び す りょうしゃ さー び す ていきょう しせつ じぎょうしゃ たいとう かんけい サービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に た けいやく もと さー び す りょう しえん ぴせいど てんかん はか 立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

でしょうがいしゃ じりっ にちじょうせいかっ しゃかいせいかっ いとな その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、18 年 がっ しょうがいしゃじりっしぇんほう しこう しんたい ちてき せいしん さんしょうがいきょうつう しく4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでの さー び すていきょう かいし サービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度 かいかくすいしんかいぎ けんとう かさ 改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それらを 踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25年4月に しょうがいしゃ できる でんほう 施行されました。

ねんげつ 年月	くに どうこう 国の動向
へいせい ねん がつ 平成 18 年 4月	しょうがいしゃじりっしえんほう しこう 「 障害者自立支援法」 施行 しょうがいちげんか しょうがいていどくぶんどうにゅう とう (3障害一元化 障害程度区分導入 等)
19年 9月	しょうがいしゃけんりじょうやく しょめい 「障害者権利条約」 (こ署名
22年 12月	しょうがいしゃじりっしえんほう かいせい 「 障害者自立支援法」 改正 はったつしょうがい たいしょう めいかくか (発達障害が対象として明確化)
23年 8月	しょうがいしゃきほんほう かいせい 「障害者基本法」改正 さべっ きんし きょういく はいりょ とう (差別の禁止、教育の配慮 等)
24年10月	บะวัทงบะซัจ(ชมเติว บ บ อ วัว 「障害者虐待防止法」 施行
	しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶしこう 「障害者総合支援法」一部施行 なんびょう ついか ちいきせいかつしえん じぎょう ついかとう (難病の追加 地域生活支援事業の追加等) くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつぴんとう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ
ah がつ 25年 4月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 いか しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう しこう (以下「障害者優先調達推進法」という。)施行 くに ちほうこうきょうだんたいとう ちょうたつほうしん さくてい (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	しょうかしゃ ほうていこょうりつ ひ ま 障害者の法定雇用率の引き上げ みんかん 『・tik』 『・tik』 『・tik』 『・tik』 『・tik』 ひ あ (民間 1.8%→2%、行政 2.1%→2.3%に引き上げ)
	しょうがいしゃさべっかいようほう せいりつ 「障害者差別解消法」成立 へいせい ねん がっ しこうょてい (平成 28 年 4 月 ~ 施行予定) さべつてき と あつか きんし ごうりてきはいりょ ふていきょう きんし (差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
25年 6月	しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ いか しょうがいしゃこようそくしんほう 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。) かいせい ねん がつ しこうよてい こようぶんや さべつ きんし (平成 28 年 4月~施行予定:雇用分野における差別の禁止)
	(<u>平成 26 年 4月~施1] 予定・</u> 雇用力到にのける差別の崇血) へいせい ねん がっ しこうよてい せいしんしょうがいしゃ ほうていこようりつ さんしゅつ くゎ とう (<u>平成 30 年 4月~施行予定:</u> 精神障害者を法定雇用率の算出に加える 等)
26年 1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん 「障害者権利条約」 批准
26年 4月	せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ いか せいしんほけんふくしほう 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。) かいせい 改正 ほごしゃせいど はいし (保護者制度の廃止)
	「 障害者総合支援法」 施行 ぐる - ぷほ - むいちげんか しょうがいしえんくぶん へんこう (グループホームー元化・障害支援区分へ変更)